



Pacific Bell Telephone Co. v. Linkline
Communications, Inc., 555 U.S. 438 (2009) 反
トラスト法上の取引提供義務を有しない企業は、「
価格圧搾(price squeeze)」を実施してもシャーマ
ン法2条に違反する独占行為とは認められない

著者	滝川 敏明
雑誌名	アメリカ法
巻	2010-2
ページ	457-460
発行年	2011-06-30
URL	http://hdl.handle.net/10112/4953

Pacific Bell Telephone Co. v. Linkline Communications, Inc., 555 U.S. 438 (2009) — 反トラスト法上の取引提供義務を有しない企業は、「価格圧搾 (price squeeze)」を実施してもシャーマン法 2 条に違反する独占行為とは認められない

【事実の概要】

被告 (Pacific Bell Telephone を買収した AT & T) は、電気通信の基本回線を所有している。インターネット高速通信の接続サービス (DSL 方式による) を提供するためには、通信基本回線を利用する必要がある。DSL 接続サービスの消費者への小売において、AT & T と他の独立企業が競争している。独立企業は AT & T から DSL 用の通信サービスを卸価格で購入し、それを小売りしている。AT & T は、合併認可の条件として、電気通信規制機関である FCC により、DSL 独立企業に対し DSL 用の通信サービスの卸売りを AT & T 自身による DSL サービスの小売価格を上回らない価格で提供することを義務づけられている。

原告 (リンクライン等の DSL 独立企業) は、AT & T が原告に対する DSL 卸価格を高く設定すると共に、AT & T 自身提供の DSL 小売価格を低く設定することにより、原告の利益幅を違法に圧搾 (squeeze) したとして、電気通信法ではなく、反トラスト法 (シャーマン法 2 条) 違反の訴訟を提起した。訴えられた AT & T は、本事件 (リンクライン事件) より前のトリンコ事件の最高裁判決¹⁾ が示した趣旨により、原告主張はしりぞけられると主張した。最高裁トリンコ判決は、取引拒絶が反トラスト法上違法でない場合には、適正レベルでのサービスを他企業に提供する反トラスト法上の義務もないと述べていた。本事件 (リンクライン事件) のカリフォルニア州中央地区合衆国地裁判決は、AT & T に取引提供義務は認められないと認定したものの、トリンコ判決は価格圧搾には触れていないとして、審理却下を主張する AT & T をしりぞけた。第 9 巡回区合衆国控訴裁判所判決は地裁判決を支持し、その中で「価格圧搾」をシャーマン法 2 条違反とすることはこれまでいくつかの判例で認められているとした。

【判旨】 破棄差戻し。

I. 取引提供義務が認められない企業に対しては、高い卸価格が違法な「価格圧搾」に該当するとは主張できない

すでに最高裁はトリンコ判決により、ライバルと取引する反トラスト法上の義務がない企業は、ライバルに対し「十分な」レベルのサービスを提供する義務もないと判示した。

1) 滝川敏明「Verizon Communications Inc., u. Law Offices of Curtis Trinko, LLP, 124 S. Ct. 872 (2004) — 取引拒絶を違法な独占行為と認定する場合は厳しく限定しなければならない。ただし、短期的利益を無視してライバルを倒そうとするような場合には違法性を認定する」『最近の判例』[2004-2] アメリカ法 389-94 頁。

地裁判決は、トリニコ判決は「価格圧搾」行為の主張を妨げるものとはみなされないとし、控訴裁も地裁を支持した。しかし、トリニコ判決の論理は「価格圧搾」にも同じく適用される。他企業と卸取引をする義務のない企業は、ライバルが望む取引条件で取引する義務がない。トリニコ判決の直接的適用として、被告(AT & T)の卸価格について、違法性の主張は封じられる。

トリニコ事件でのヴェライゾン[AT & Tと同様の基本通信回線の所有企業]の場合と同じく、地裁が示したとおり、AT & Tには取引提供義務が認められない。取引提供義務が認められる条件として、独占力を有していることが必要であるが、高速インターネット接続サービスは現在では極めて競争的であり、ケーブル等からの競争にさらされているので、いかなるDSL企業も独占力を有しない。

II. 「価格圧搾」主張における低すぎる小売価格に対する「略奪価格」認定基準はブルックグループ判決基準による

「価格圧搾」の主張は、原告の小売価格が低すぎるとの主張を含んでいる。低価格を反トラスト法違反と認定することについては、価格競争を弱めないため、特に限定的な基準を最高裁は設けてきた。原告企業は、(1) 被告企業のコストの適正な指標を価格が下回る、(2) 低価格設定による投資を被告企業が「埋め合せ(recoupment)」する「危険な可能性」があること、の2要件双方を立証しなければならない²⁾。原告は2要件のどちらも立証していない。卸段階で取引提供義務がなく、かつ、小売段階で略奪価格に従事していない企業は、卸価格と小売価格の双方をライバルの利益幅を保証するように設定する義務を負わない。

III. 小売価格を上回る卸価格を違法な「価格圧搾」とする見方の否定

法廷の友(amici)意見の中には、上流市場の独占的企業が独立企業に卸す価格を自身の小売事業に対するインプット価格とすれば、自身の小売価格では利益があげられないことになる場合には違法な「価格圧搾」を認定すべきとするものがある。しかし、この見方は、最高裁が形成してきた反トラスト法基準に合致しない。取引提供義務を負わない上流市場の独占的企業は、卸価格をいかなるレベルにも設定する自由を有する。合法に独占を獲得した企業が独占的価格を設定することを反トラスト法は禁止しないからである。卸価格と小売価格のどちらも違法でない場合について、小売価格が卸価格より低いからといって、上流と下流の統合企業に反トラスト法上の責任を負わせるべき理由は存在しない。

【解説】

本判決は、「価格圧搾」論を独立の違法性基準として認めることを否定する最高裁判決として重要であり、日本での独禁法適用(特に情報通信などのインフラストラクチャー分野におけるもの)に示唆を与える。NTT東日本事件³⁾と類似する状況の事件であることが注目される。

I. 取引拒絶が合法な場合における「価格圧搾」論の否定

「価格圧搾(price squeeze)」論とは、上流市場で市場支配力を有し、かつ下流市場でも

2) Brooke Group Ltd. v. Brown & Williams Tobacco Corp., 509 U.S. 209, 222-24 (1993).

3) 最高裁平成22年12月17日判決、東京高裁平成21年5月29日判決、公正取引委員会審決集56巻登載予定。

営業する企業が、卸価格（上流から下流へのインプットの価格）と小売価格（下流市場での価格）を、下流市場での対抗企業の利益をマイナスにするようなレベルに設定することを違法な独占行為と認定する見解である。

価格圧搾論についての下級審判例は、認めた判例（アルコア判決⁴⁾）と否定した判例（Town of Concorde 判決⁵⁾）の双方がある。これら下級審判決よりも新しい最高裁トリンコ判決が価格圧搾論を否定したとみなされるかについて、控訴裁判決の意見が分かれていた。本最高裁判決は、控訴裁レベルの見解差に解答を示し、価格圧搾論を否定することを明確にした。価格がどのように購買企業に不利なものであっても、取引拒絶よりは有利である。この見解には否定し難い論理性があるので、最高裁の結論は妥当である。この論理は、米国に限られず、日本の独禁法においても同じであると考えられる。

この論理の裏面になるが、取引拒絶が反トラスト法で違法とされる場合には、事実上の取引拒絶に相当するものとして、「価格圧搾」は反トラスト法違反になると考えられる。ただし最高裁トリンコ判決は、単独での取引拒絶（条件付ではないもの）に対し、継続的取引を停止する場合を除き、全面合法とする見解を示している。単独取引拒絶（それに相当する価格設定を含む）に最高裁が反トラスト法違反を認定する場合は極めて限定される。日本の独禁法においては取引拒絶についての米国トリンコ判決の見方がそのまま承認されるわけではなく、独禁法の論理による検討が必要になる。なお、電気通信法と反トラスト法（および独禁法）は規制基準が異なるので、電気通信法が支配的企業に取引提供を義務付けていても、反トラスト法（および独禁法）上取引拒絶が違法とみなされるわけではない。

II. 取引拒絶規制における独占の梃子論の否定

単独の取引拒絶を違法と認定する基準について、最高裁はすでにトリンコ判決で見解を示した。トリンコ判決は、独占的企業に対してであっても、自己施設をライバルに利用させることを強制すれば投資意欲を損なうと述べて、取引拒絶を違法とすることに否定的見解を述べた。その上で、アスペン判決が示した状況（①継続していた取引の停止という行為変化、②取引拒絶後に価格が引き上げられることが予想できる⁶⁾）が、取引拒絶に違法を認定する最大幅であるとした。トリンコ判決は、アスペン事件の①と②要件を指摘しているだけで、2要件を違法の必要条件とする根拠を説明していない。本リンクライン判決は、この疑問に答える説明は行っていない。

本事件でAT & Tは、以前から引き続いていた「価格圧搾」の状況を訴えられたので、アスペン事件のような行為変化はない。したがって、価格圧搾が取引拒絶に等しいと見る場合にも、行為変化がないことから、トリンコおよびアスペン判決に拠り、取引拒絶の違法性を否定することが考えられる。しかし本判決は、その理由からではなく、AT & Tと独立企業（原告）が競争している場の下流市場が競争的であることから、AT & Tに取引提供義務を認めることを否定した。この見解は、言外に「独占の梃子」論を否定していることになる。「独占の梃子」論は、上流市場で市場支配力を有する企業が下流市場におい

4) United States v. Aluminum Co. of America (ALCOA), 148 F.2d 416 (2d Cir. 1945).

5) Town of Concord v. Boston Edison Co., 915 F.2d 17 (1st Cir. 1990).

6) *Trinko*, 124 S. Ct. 872, 880.

である程度の競争制限を及ぼす場合には、違反の1要件としての市場支配力要件を認める見解だからである。

AT & Tは、下流市場（DSL市場）では市場支配力を有しないが、上流市場（電気通信基本施設）では市場支配力を有している可能性がある⁷⁾。下流市場が現時点で競争的であることだけから違法性を否定する本判決は、独占の梃子論を否定していることに相当する。独占の梃子論に関しては、EUの欧州委員会ガイドラインが肯定的見解⁸⁾を述べている。日本での検討にあたっては、米国だけでなくEUを併せて参照することが必要である。

III. 略奪価格の認定基準と「価格圧搾」の関係

「価格圧搾」を違法な取引拒絶と構成できない場合においても、「価格圧搾」が違法な略奪価格であることを原告は主張できるのではないか。この点に関して、本判決は、第1に、略奪価格の違法認定基準はすでにブルックグループ判決で示したとし、第2に、価格圧搾の状況（卸価格が小売価格より高い状況）自体が違法な略奪価格に該当すると見るべきではないとする。

ブルック判決基準におけるコスト基準、つまり「被告企業のコストの適正な指標を価格が下回る」ことを、本事件では原告が立証していないとされた。しかし、指標となるコストの捉え方についてブルックグループ判決は基準を示していない。本判決がブルックグループ判決に加える意見を述べていないので、略奪価格のコスト指標については最高裁の見解はいまだ示されていない。この点については、米国、EU、日本において検討が進展している。指標コストを「回避可能コスト」とすることが有力となっており、EUガイドライン（「82条ガイダンス」）は「回避可能コスト」が「長期増分コスト」に相当するとしている⁹⁾。

（滝川 敏明）

7) ケーブル等からの競争にさらされているという。下流市場についての判決の指摘が上流市場（基本通信回線）についても該当する場合には、上流でもAT & Tの市場支配力は否定される。

8) Commission of the European Communities, C(2009) 864 final, *Guidance on the Commission's Enforcement Priorities in Applying Article 82 EC Treaty to Abusive Exclusionary Conduct by Dominant Undertakings* (9 February 2009), paras. 83-85 (欧州委員会は、「独占の梃子」の用語は用いていないものの、下流市場にとって必須（不可欠的）なインプットを所有する企業による取引拒絶は、一般的に下流市場の競争を時間の経過とともに消滅させていくと述べる）。

9) 滝川敏明「日米EUの独禁法と競争政策 第4版」（2010）、275、287、293頁参照。